

2 宿泊税の使途に関すること

1 宿泊税の活用について、金沢で宿泊されるお客様は、能登に魅力を感じて金沢に宿泊する、白川郷に日帰りするなどの事例が多くあります。税金の一部を他の地方自治体に譲渡する可能性はあるのか？

A ご質問の「他の地方自治体に譲渡」することは、想定していません。

2 目的税なのか。何に使用されるのか。観光税なのか。

A 宿泊税は、「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策」に要する費用に充てるために導入した法定外目的税です。

宿泊税の税収は、次の施策のうち、新規事業又は拡充する事業に活用されます。

- ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- ・観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

具体的な内容については、毎年度の予算及び決算に合わせて公表することとしています。

3 宿泊税の用途として、曖昧な3点を挙げているが、これに関係するのは宿泊業だけではなく、飲食店、お土産物店、観光バス、タクシー、一般市民など市全体ではないのか。なぜ宿泊業からだけ取るのか。

A 宿泊客の方は日帰り客の方より滞在期間が長く、行政サービスの受益の度合いが大きいこと、市外の方が中心であること、課税対象を正しく把握できることなどから、すべての宿泊客の方に広く宿泊税の負担をお願いするものです。